

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の構成のイメージ（案）

重点検討項目①：環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりを統合的に進めるためには、身近なところから意識や行動を変えていくことが重要である。そのためには、あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育等の推進が必要である。また、コーディネーターの育成・活用等を通じた各主体間、地域間の継続的な連携促進を行うことが必要である。このような観点から、以下の a)、b) の項目について関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 学校や社会における ESD の理念に基づいた環境教育等の取組、及び政府、企業、NPO などの連携促進に向けた取組
- b) 環境教育関係者や指導者の育成・支援

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

幼児から大人まで、あらゆる年齢階層に応じた環境教育・環境学習の機会を通じて、他者と対話し、行動できる力などの「未来を創る力」、環境についての知識、技能、マインドなどの「環境保全のための力」を育て、それをいかす場を広げる。

また、地域がその向かうべき方向性や目標を共有し、より良い環境・地域を創ろうとする意識・能力を高めるとともに、コーディネーターによる各主体の継続的なパートナーシップの形成に努め、地域全体としての環境保全に向けた活力の強化を図る。さらに、地域づくり・人づくりの先進的な取組を他の地域へ広げていくような地域間のネットワークも構築する。

(2) 現状と取組状況

国は、家庭、学校、地域、企業等の様々な場における環境教育の取組や組織・ネットワークづくりを支援することが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

- a) 学校や社会における ESD の理念に基づいた環境教育等の取組、及び政府、企業、NPO などの連携促進に向けた取組

現状

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成 15 年法律

第 130 号。以下「環境教育等促進法」という。)において、都道府県及び市町村は、当該区域の自然的社会的条件に応じた環境教育や協働取組等の推進に関する行動計画の作成に努めることとされているところ、当該計画を作成している地方公共団体は、平成 26 年 11 月末時点で 29 となっている。

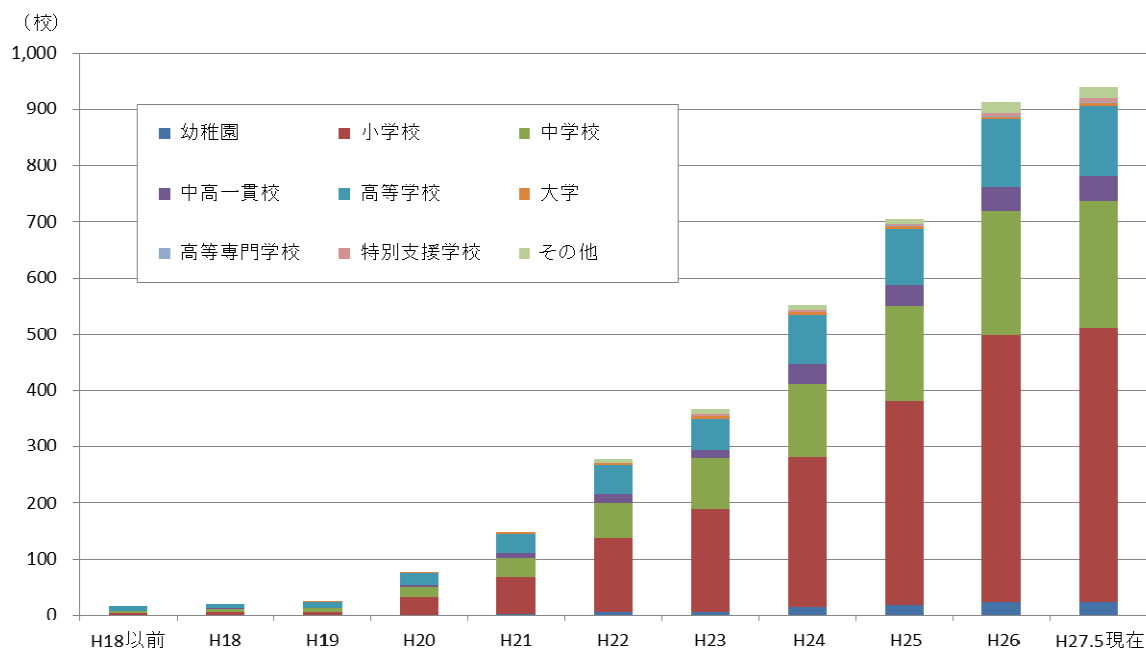
また、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会において、「持続可能な開発のための教育」(ESD)の推進拠点と位置付けられている「ユネスコスクール」※¹について、我が国の加盟校数は年々増加しており、平成 27 年 5 月時点で 900 校以上が加盟している(図表 1)。

このほか、3 歳以上の幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブである「こどもエコクラブ」※²の登録者数は、平成 20 年度をピークに減少傾向にあったが、保護者、指導者、地方公共団体、企業、団体といった様々な主体の支援・協力の下、平成 26 年度に増加に転じ、2,000 以上のクラブにおいて、10 万人以上が登録されている(図表 2)。

※1 ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であり、グローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指している。

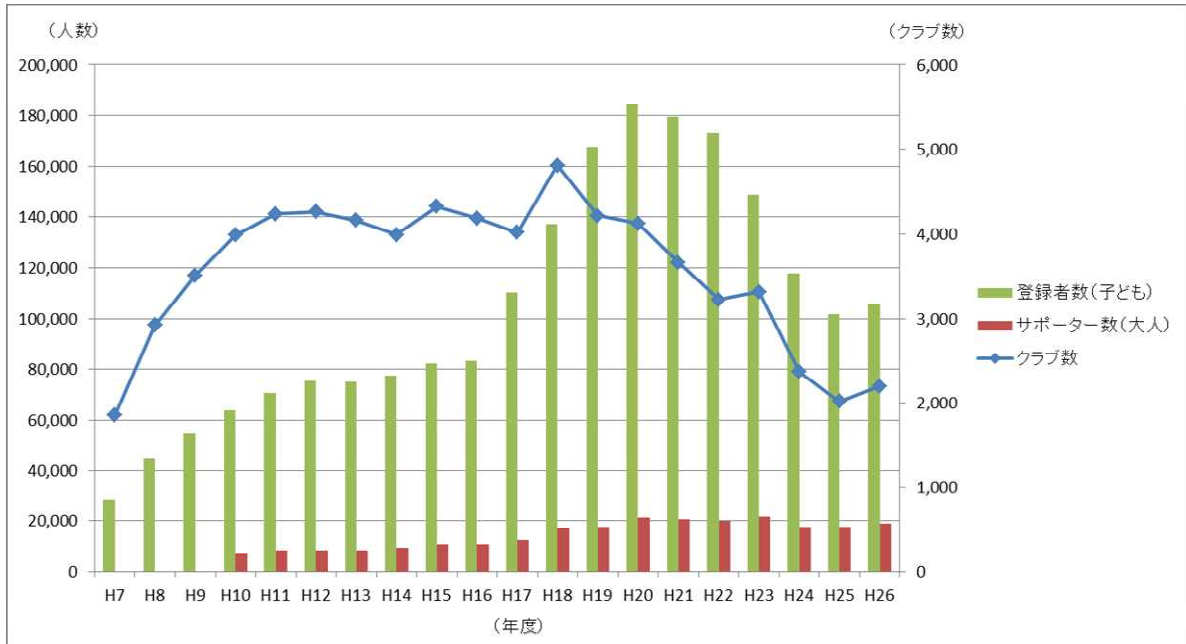
※2 環境省で委託していた「こどもエコクラブ事業」については、平成 22 年度の行政刷新会議事業仕分けにおいて廃止判定されたことを踏まえ、平成 22 年度限りで廃止されたが、その後、公益財団法人日本環境協会がこどもエコクラブの運営を継承している。

図表 1. ユネスコスクールの加盟校数



出典) 文部科学省ウェブサイト「日本ユネスコ国内委員会」、文部科学省資料から作成

図表 2. こどもエコクラブの登録者数等



出典) こどもエコクラブウェブサイト「登録クラブ・メンバー数」から作成

取組状況

<総合的な取組>

【環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組】(環境省)

本施策は、平成 23 年 6 月に改正された「環境教育等促進法」等に基づき、国民・民間団体等において環境教育等が自ら進んで行われるよう、国として必要な施策を講ずるものである。

第一に、有用な環境教育の指導者を育て活用するという趣旨の下、民間における環境教育の指導者育成・認定等の事業や環境カウンセラーを登録する制度を運用しており、平成 26 年度について、前者の登録事業数は 47 件、後者の登録人数は 3,504 人となっている。また、環境省ホームページにおいて、幅広い層のニーズに応じた教材・コンテンツ等のデータベースを提供しており、平成 26 年度のアクセス数は 345,375 件となっている。第二に、家庭、職場、地域等の様々な場所で、国民・民間団体等の環境教育等の取組が推進されるよう、国として必要な施策を講じている。具体的には、家庭や地域社会等における環境教育の在り方を考える講習会(通称:エコカフェミーティング)を平成 25 年度に 4 か所、平成 26 年度に 4 か所を実施したほか、文部科学省と連携し、小中高等学校の教職員等を始めとする環境教育の指導者に対する実践的な研修である「環境教育リーダー研修基礎講座」を平成 25 年度に 4 回、平成 26 年度に 4 回実施した。このほか、E S D の視点を取り入れた小中学生向け環境教育のモデルプログラムを平成 25 年度に 20 件、平成 26 年度に 19 件作成した。さらに、産学

官民が連携して持続可能な社会の構築に取り組む強い意欲を持ち、自らの専門性にに基づき、あらゆる分野でリーダーシップを発揮できる環境人材を育成するためのコンソーシアムである「環境人材育成コンソーシアム」(平成 23 年設立) と連携し、平成 24 年度から、「グリーン・マネジメント・プログラム」ガイドラインに基づく高等教育機関を対象としたモデル授業や企業向けの環境経営力研修を実施しているほか、平成 26 年からは、企業の優良な環境教育の取組を発掘・普及する観点から、社員等を対象とした環境教育を実践する企業の優良事例を表彰する制度を実施している。第三に、地域での環境パートナーシップづくりの支援拠点として、「地方環境パートナーシップオフィス(通称: E P O)」を全国 8 ブロックにそれぞれ設置し、各主体間の連携促進のための各種取組を実施している。

今後は、「人材の育成」、「教材・プログラムの開発・整備」、「連携・支援体制の整備」の 3 本柱を軸に施策を推進する。

【環境教育の実践普及】(文部科学省)

本施策は、学校における環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を目的とし、文部科学省において、学校を基礎とした国際的な環境教育のプログラムである「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(G L O B E) 事業への参加、教員等を始めとする環境教育・学習の指導者に対する「環境教育リーダー研修基礎講座」を環境省と連携・協力して実施するものである。

G L O B E 事業は、平成 25・26 年度に全国 16 のグローブ指定校においてグローブ活動を実施した。平成 27 年度は、全国 15 の指定校においてグローブ活動を実施することとしている。「環境教育リーダー研修基礎講座」は、平成 25・26 年度に各 4 回実施し、持続可能な社会の担い手となる人材を育成した。

今後は、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の普及を図るため、G L O B E 事業を推進するとともに、「環境教育リーダー研修基礎講座」について、環境省と連携・協力しながら E S D の視点を取り入れた実践的な環境教育研修を実施することで、持続可能な社会の担い手となる人材の育成を図る。

【地球環境問題に関する知識の普及啓発】(国土交通省)

本施策は、地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的とし、「気候講演会」を開催するとともに、世界・日本の気候変動、温室効果ガス、オゾン層等の状況についての最新の情報を「気候変動監視レポート」として公表するものである。

気候講演会は、平成元年度から毎年一般向けに開催しており、平成 25・26 年度は各 1 回開催した。気候変動監視レポートは、平成 8 年度から毎年発行している。

今後は、地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及のため、引き続き、気候講演会の年1回程度の開催、気候変動監視レポートの年1回の公表を行う。

【NGOとの連携によるODA事業】（外務省）

本施策は、我が国のNGO等を支援することにより、開発途上国の「持続可能な開発」の実現に資する人材の教育・育成を行うとともに、得られた知見を通じて、我が国国民のESDへの意識向上に資するものである。具体的には、開発途上国・地域で活動しているNGOが実施する人づくり分野等の事業に対し、資金協力を行う。

平成25・26年度は、開発途上国の草の根レベルにおける人材育成の促進のため、開発途上国で活動している我が国のNGOが実施する、「持続的農業の実践による貧困世帯の生計改善事業」（ベトナム社会主義共和国）といった持続可能な農業、「災害に強い、森に守られた地域社会づくりプロジェクト」（フィリピン共和国）といった自然の防災への活用も含む防災教育事業等への支援を行った。

今後は、引き続き、開発途上国・地域で活動しているNGOが実施する人づくり分野等の事業に対して資金協力を実施する。

【環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業】（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

本施策は、エコスクールを普及するため、文部科学省が、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して、パイロット・モデル事業を実施するものである。具体的には、内装の木質化について農林水産省、太陽光発電及び熱利用設備等について経済産業省、建築物の省CO₂化について国土交通省とそれぞれ協力しつつ、文部科学省において、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行う。

本施策は平成9年に開始し、平成24年度までに全国で1,564校をモデル校として認定しており、平成25年度は112校、平成26年度は80校をモデル校として認定した。平成27年度は44校をモデル校として認定する予定である（平成27年4月現在）。本施策の実施により、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入、校舎等の断熱性の向上、地域の木材等の活用等を支援し、整備された学校施設を環境教育の教材として活用することで、ESDの普及と活性化を促進している。

今後は、引き続き、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備推進に取り組む。

【日本／ユネスコパートナーシップ事業】（文部科学省）

本施策は、ESDの一層の推進、幅広い国民のユネスコ活動への参加の促進、ユネスコ活動の普及と理解の促進を図り、ユネスコの理念及び目標

の実現を目指すものである。具体的には、E S Dの推進と我が国におけるユネスコ活動の振興を図るために、国内の学校、教員養成機関、研究機関、N P O等と連携して、研修セミナー・国際会議等を実施する。

平成 25 年度は、ユネスコスクール全国大会・地域交流会等を開催するとともに、E S Dに関するユネスコ世界会議に向け積極的な広報活動を展開した（12 団体に委託）。平成 26 年度は、ユネスコスクール加盟の支援やユネスコスクール間の交流促進など、更なる E S Dの普及推進を図った（5 団体に委託）。本施策は、平成 19 年度から実施しており、平成 17 年に 19 校であった国内のユネスコスクールは、平成 27 年 5 月時点で世界最多の 939 校に達した。

今後は、平成 26 年 11 月に愛知県名古屋市及び岡山県岡山市で開催された「E S Dに関するユネスコ世界会議」での成果を踏まえ、E S Dの推進拠点であるユネスコスクールの質・量両面の充実を図るとともに、E S Dの更なる普及促進を図る。

【防災気象情報等に関する知識の普及啓発】（国土交通省）

本施策は、気象や地震、地球環境等に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、地元の防災関係者や住民を主な対象者として、全国の地方気象台等が地方公共団体等と共同で「防災気象講演会」を開催するものである。

平成 25 年度は全国 49 か所で防災気象講演会を開催し、9,457 名が参加した。平成 26 年度は全国 47 か所で防災気象講演会を開催し、1 万名弱が参加した。平成 27 年度は全国 50 か所程度での防災気象講演会の開催を計画している。講演テーマは、主に台風・大雨、地震・津波を取り上げており、地元の防災関係者や住民といった聴講者へのアンケートで高い評価をいただいている。

今後は、引き続き、地方公共団体等と共同して、全国で「防災気象講演会」を開催する。

【グローバル人材の育成に向けた E S Dの推進事業】（文部科学省）

本施策は、E S Dの実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流等の促進、国際的視野を持つグローバル人材の裾野拡大を目的とするものである。具体的には、教育委員会及び大学等が中心となり、ユネスコ協会及び企業等の協力を得つつ、E S Dの推進拠点であるユネスコスクールとともに、「コンソーシアム」（連合体）を形成し、ユネスコスクールの発展及び E S Dの推進に資する事業を行う団体に対して、当該事業を実施するために必要とする経費を補助する。

本施策は、平成 26 年度から実施しており、同年度は 5 件補助を実施した。

今後は、平成 26 年 11 月に愛知県名古屋市及び岡山県岡山市で開催され

た「ESDに関するユネスコ世界会議」での成果を踏まえ、更なるESDの普及促進を図る。

<低炭素に関する取組>

【省エネルギー設備導入等促進広報事業】（経済産業省）

本施策は、産業部門、民生部門、運輸部門等の省エネルギーに関する情報を広告、イベント、ウェブサイト、パンフレット等により、国民各層に情報提供を行うものである。具体的には、省エネ性能ラベリングに関する情報提供や、省エネ性能の高い家電機器に関する情報提供、家庭でできる具体的な省エネ・節電方法とそのメリット、工場やビルの省エネ・節電の成功事例の発信等を行う。

省エネルギーの推進主体となる国民各層の理解と協力を得るため、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を平成25年度は、22件、平成26年度は、22件実施した。平成27年度は、23件を実施予定である。

今後は、引き続き、広告、イベント、ウェブサイト、パンフレット等により、国民各層に省エネルギーに関するきめ細かな情報提供を行う。

【新エネルギー等設備導入促進広報事業】（経済産業省）

本施策は、新エネルギーの導入に係る意義、それを促進するための制度に関する情報を事業者、地方公共団体及びその他国民各層に提供するとともに、新エネルギーに対する理解を深めるものである。これにより、国民各層における新エネルギーの加速的導入の実現を図るとともに、平成24年7月に開始された固定価格買取制度の円滑な運用に貢献する。

平成25年度は、固定価格買取制度施行から1年が経過したことを踏まえ、固定価格買取制度の更なる周知のため、新聞広告やエネママカフェ等の取組、小・中・高校生を対象としたグリーンパワーブックの作成・配付（エネルギー教育に関心のある学校など、97か所に約4,000冊）、親子を対象としたクイズ選手権の開催（全国8か所）、太陽光パネルを作成する発電ワークショップ、事業化に向けた再生可能エネルギー分野のビジネススクールの実施（全国5地域）等を行い、幅広い層を対象として、制度の普及啓発に努めた。平成26年度は、平成25年度事業に加え、再生可能エネルギーに取り組む事業者等が一同に会するシンポジウム等を実施し、積極的な制度の普及に努めた。平成27年度も、これまでの事業を継続的に実施する。

今後は、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、電気料金の一部として全ての電力利用者に新エネルギーの導入経費の一部の負担を求める再エネ賦課金額が増大していることから、国民負担を伴う固定価格買取制度に対する更なる周知を行い、支持を得るべく、より一層の推進を図る具体的な事業内容を検討する。

<循環に関する取組>

【資源循環政策普及広報事業】（経済産業省）

本施策は、国際的な資源需要の高まりや供給不安等により、資源の確保・再資源化、循環型社会の推進など、3R推進の国民への普及啓発の重要性が一層増していることから、循環型社会形成に関する法制度の概要と個別分野の3R動向を年度毎にとりまとめ、広く国民に循環型社会形成に向けた政府の取組と現状を紹介するものである。

毎年、3R・環境に関心のある個人、リサイクル関係団体、都道府県等にハンドブックを配布しており、平成25年度は3,000部、平成26年度は4,000部を印刷した。また、ハンドブックの電子データをウェブサイト上で公開している。ハンドブック入手希望の問い合わせが多数あったため、平成27年度は前年度より増刷する方向で9月に印刷・配布を予定している。

今後は、引き続き、3Rに関する情報発信と普及啓発を更に充実させる。

<自然共生に関する取組>

【青少年の体験活動の推進】（文部科学省）

本施策は、青少年の体験活動を推進するため、青少年の体験活動の機会の充実と普及啓発を図るものである。具体的には、全国的な普及啓発事業、青少年の体験活動推進に関する調査研究、企業の社会貢献としての体験活動推進に関する企業CSRシンポジウム等を実施する。また、家庭、学校、青少年団体、NPO等をネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施等を円滑にするための「地域プラットフォーム」を設置し、地域での持続可能な体験活動推進の仕組みづくりを支援する。

平成25・26年度は、全国的な普及啓発事業において、「体験の風をおこそう推進運動」として毎年10月を推進月間に設定し、フォーラムの開催や関係団体間の連携の促進を図った。また、企業CSRシンポジウムにおいて、全国から応募のあった83社（96事業）の実践事例等について普及するとともに、優れた取組に対する表彰を行った。平成27年度は、引き続き、全国的な普及啓発事業や企業CSRシンポジウム等を実施するとともに、子どもと自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業として、全国19地域で持続可能な体験活動推進の仕組みづくりを支援する。

今後は、引き続き、青少年の体験活動の必要性・重要性を広く家庭や社会に発信し、推進に寄与する関係団体間の連携を図るとともに、青年期の体験活動の推進に関する調査研究や企業の社会貢献を通じた体験活動の機会の充実を図る。また、地域における持続可能な体験活動推進の仕組みづくりを支援することにより、青少年の体験活動を推進する。

【(独) 国立青少年教育振興機構を中心とした自然体験活動等の機会と場の提供】(文部科学省)

本施策は、(独) 国立青少年教育振興機構の国立青少年教育施設において、立地条件や各施設の特色をいかして、自然体験活動等の機会と場を提供し、(独) 国立青少年教育振興機構に設置している「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する様々な体験活動等への支援を行うものである。具体的には、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体に対して学習目的に応じた主体的・効果的な様々な体験活動の場・機会・情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムの提案など、積極的な相談及び学習支援を行っている。

平成 25 年度は、年間約 393 万人、平成 26 年度は、388 万人の利用があった。また、「子どもゆめ基金」による助成により、平成 25 年度は、3,517 件、平成 26 年度は、4,595 件の様々な体験活動等を支援した。

今後は、引き続き、地域や利用団体のニーズや課題を捉え、自然体験や集団宿泊体験等の様々な体験活動の教育効果の普及に努め、新規利用団体の増加を図るとともに、学校の利用促進にも積極的に取り組む。また、幅広く「子どもゆめ基金」の普及啓発を図るとともに、助成活動の成果等を分析しつつ、子どもの体験活動や読書活動の充実に努める。

【子ども農山漁村交流プロジェクトの推進】(農林水産省)

本施策は、子供の農林漁業体験が、食の大切さや農山漁村への理解・関心を深めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む等の効果が期待されることから、子供の農山漁村における宿泊体験活動を推進するものである。具体的には、地域の多様な主体が連携した集落連合体に対し、宿泊・体験施設の整備や受入体制づくり、体験活動を支援する人材の育成等に対して支援する。

平成 20 年度から平成 25 年度までに、約 15 万人の小学生が、全国 155 の受入モデル地域において農山漁村での宿泊体験活動を体験した。

今後は、引き続き、小学生を始めとした子供の農山漁村での宿泊体験活動を推進する取組に対して支援する。

【森林環境教育の推進】(農林水産省)

本施策は、地域住民が中心となった活動組織において、森林を利用した環境教育を効果的に実施されるよう支援するとともに、活動フィールドを積極的に提供するものである。具体的には、以下の施策を実施している。

○ 森林山村多面的機能発揮対策

地域住民が中心となった活動組織が実施する、森林を利用した環境教育活動に対する支援を行っている。活動組織数は、平成 25 年度は 447 団体、平成 26 年度は 944 団体となり、地域における森林環境教育の推進に寄与している。

○ 協定締結による国民参加の森林づくり

豊かな自然環境を有する国有林野において、多様な主体と協定を締結し、継続的に多様な活動が展開できる場を積極的に提供している。そのうち、学校等が森林環境教育の推進を目的とした森林教室や体験活動を行う「遊々の森」を、平成 25 年度末時点で 172 か所設定しており、森林環境教育の場として活用されている。

今後、引き続き森林を利用した環境教育が効果的に実施されるよう支援するとともに、活動フィールドを積極的に提供していくこととする。

【海辺の自然学校】（国土交通省）

本施策は、港湾の良好な自然環境を活かし、地域の N P O、教育機関、地方公共団体等と連携して、児童や親子を対象にした自然体験プログラムを開催し、環境教育を進めるとともに、地域の N P O 等が開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制を整備するものである。

平成 25 年度は、全国 12 か所で 13 件の「海辺の自然学校」を開催した。平成 26 年度は、全国 20 か所で 21 件の「海辺の自然学校」を開催した。平成 27 年度は、全国 25 か所で 26 件の「海辺の自然学校」を開催する予定である。

今後は、引き続き、地域の N P O や地方公共団体、教育機関等と連携した「海辺の自然学校」を開催し、自然体験活動・環境教育の機会を提供する。また、自然体験活動・環境教育の機会が多くなることにより、地域住民等が良好な港湾環境形成に自ら積極的に参画する意識を醸成し、港湾・海洋における環境保全の大切さに対する地域住民の理解の増進を図る。

【「子どもの水辺」再発見プロジェクトなどによる環境教育の推進】（国土交通省）

本施策は、川をいかした体験活動や環境学習の場を拡大し、地域の子どもの体験活動の充実を図るため、子どもの遊びの場、自然体験の場として河川を活用する「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」や、川の自然環境や危険性を伝える指導者育成等を進めるものである。

河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しむ場・機会の提供を行っており、平成 26 年度末時点で、「子どもの水辺」登録箇所は 300 か所となっている。

今後は、引き続き、地域と連携し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。

【里地里山保全活動支援業務】（環境省）

本施策は、里地里山の保全活用の促進を図るため、N P O、ボランティア等の活動団体等を主たる対象として、専門家を交えて実践的な保全再生計画づくりや作業技術の向上等の技術研修会（「里なび研修会」）を開催す

るとともに、保全活動における課題や技術的方策を整理し、情報発信等を行うものである。

平成 25 年度は、全国において里地里山の保全活用のための技術的助言や取組事例の紹介、課題に対する解決手法等について専門家を交えて学ぶ「里なび研修会」を全国 5 か所で実施した。また、里地里山保全活用に関するウェブサイトにおいて、研修会の結果及び保全活動に係る課題や解決のための手法、効果的かつ持続的な取組のための方策等の情報発信を行った。本施策は、開催地における保全活動について、参加者の増加、取組面積の拡大、新たなテーマ活動の開始、他団体との連携等の効果が得られたことから、平成 25 年度をもって終了した。

本施策は終了したものの、保全活動への参加者数の増加、地方公共団体や大学・研究機関等の新たな連携・協力の開始、取組の認知度アップ等が図られるよう、今後は、情報の更新を含め、引き続き、広報活動を行う。

【「国連生物多様性の 10 年」※¹推進事業】（環境省）

本施策は、愛知目標※²を実現するために、国内のあらゆるセクターや地域が参画・連携し、継続的に取り組んでいくことが必須であるため、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の 10 年日本委員会」（UNDB-J）を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信することで、生物多様性の主流化に向けた取組を進め、愛知目標の実現を着実に推進していくものである。

平成 25 年度は、兵庫県豊岡市で全国ミーティングを開催したほか、全国 3 か所において地域セミナーを開催した。平成 26 年度は、愛知県豊橋市で全国ミーティングを開催したほか、全国 3 か所で地域セミナーを開催した。また、平成 26 年 10 月に、韓国で開催された COP12 において、生物多様性条約事務局と共同で「UNDB Day」（国連生物多様性 10 年の日）というイベントを開催し、UNDB-J の取組や我が国の施策を国際的に発信した。

今後は、委員の取組を通じた主流化の一層の促進、セクター間の連携の強化、社会的発信力の強化、平成 32 年（2020 年）のゴールイメージ等の課題があることから、今年度の中間評価において、これまでの事業を評価するとともに、今後の事業の見直し等を行う。

※ 1 国際連合では、愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、平成 23 年（2011 年）から平成 32 年（2020 年）までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」と定めている。

※ 2 平成 32 年（2020 年）までの生物多様性に関する目標として生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択されたもの。

【地域連携保全活動の推進】（環境省）

本施策は、地域における多様な主体が連携した生物多様性の保全のため

の活動を促進するものである。具体的には、活動のための体制整備が不十分な地域において、地域の特性に応じた活動を行うための情報の充実や理解の向上を図るとともに、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（平成 22 年法律第 72 号。以下「生物多様性地域連携促進法」という。）に基づく、地域連携保全活動協議会の設立への気運の醸成・支援を図る。また、多様な地域・空間で取り組まれている活動、多様な主体との連携により地域の活性化につながっている活動の優良事例、地域連携保全活動協議会や地域連携保全活動支援センターの活動に関連する情報を収集・分析して全国へ発信する。

平成 25 年度は、生物多様性地域セミナーを全国 3 か所で実施したほか、生物多様性の保全活動に取り組む地域に対して、助言・指導を行う地域連携保全活動アドバイザーの派遣や地方公共団体間での意見交換会を開催した。平成 26 年度は、生物多様性地域セミナーを全国 3 か所で実施した。このほか、平成 25 年度から、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動協議会が設立され、全国 10 か所（平成 27 年 3 月末時点）で地域連携保全活動計画が作成されるとともに、全国 9 か所（平成 27 年 3 月末時点）で地域連携保全活動支援センターが設置された。

今後は、ウェブサイトによる情報発信や、地方公共団体間で情報交換ができる意見交換会を開催し、引き続き、全国各地で取組が進むよう努める。また、生物多様性地域連携促進法附則第 3 条第 1 項に基づき、同法の施行 5 年後である平成 28 年度において、施行状況を評価し、見直しについての検討を行う。

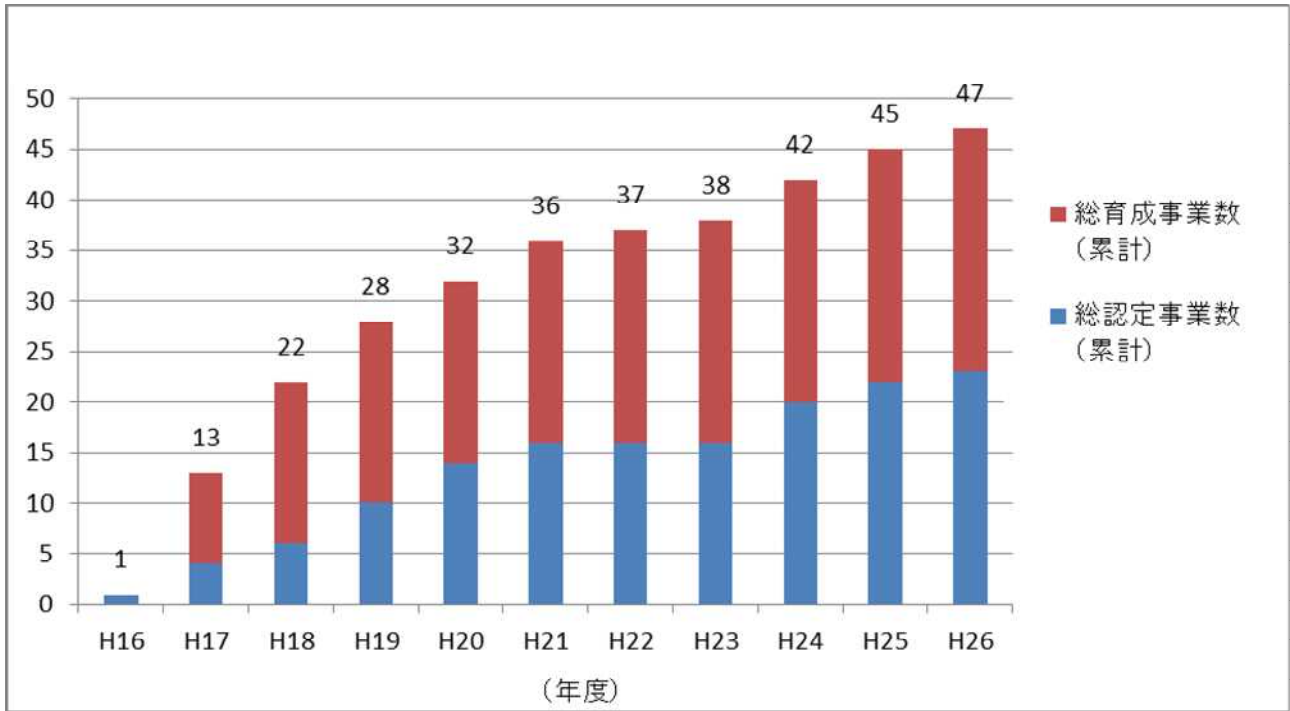
b) 環境教育関係者や指導者の育成・支援

現状

環境教育等促進法に基づいて設けられた、民間が行う環境教育の指導者の育成又は認定等の事業を国が登録する制度について、育成事業、認定事業を合わせて、平成 26 年度末時点で、累計 47 事業が登録されている（図表 3）。

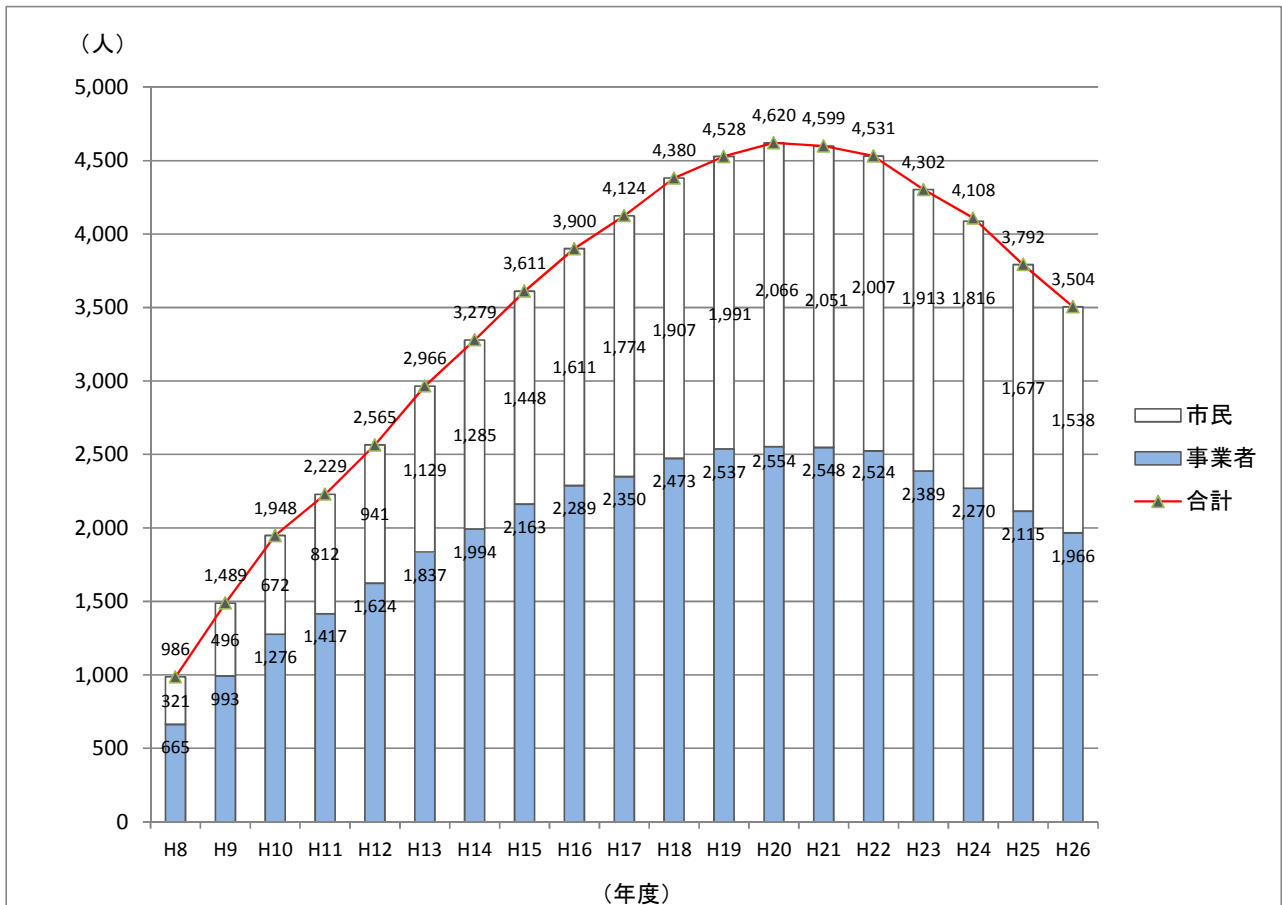
また、各地域で環境教育等を行う環境カウンセラーや地球温暖化防止の取組等について助言・指導等を行う地球温暖化防止活動推進員の人数の推移を見てみると、環境カウンセラーの登録数は、平成 20 年度の市民部門 2,066 人、事業者部門 2,554 人の合計 4,620 人をピークに、カウンセラーの高齢化や新規登録者の減少等により減少傾向が続いており、平成 26 年度は、市民部門 1,538 人、事業者部門 1,966 人の合計 3,504 人である（図表 4）。一方で、地球温暖化防止活動推進員の委嘱数は近年横ばいで推移しており、平成 26 年度は、6,842 人である（図表 5）。

図表 3. 人材認定等事業登録制度における事業登録数



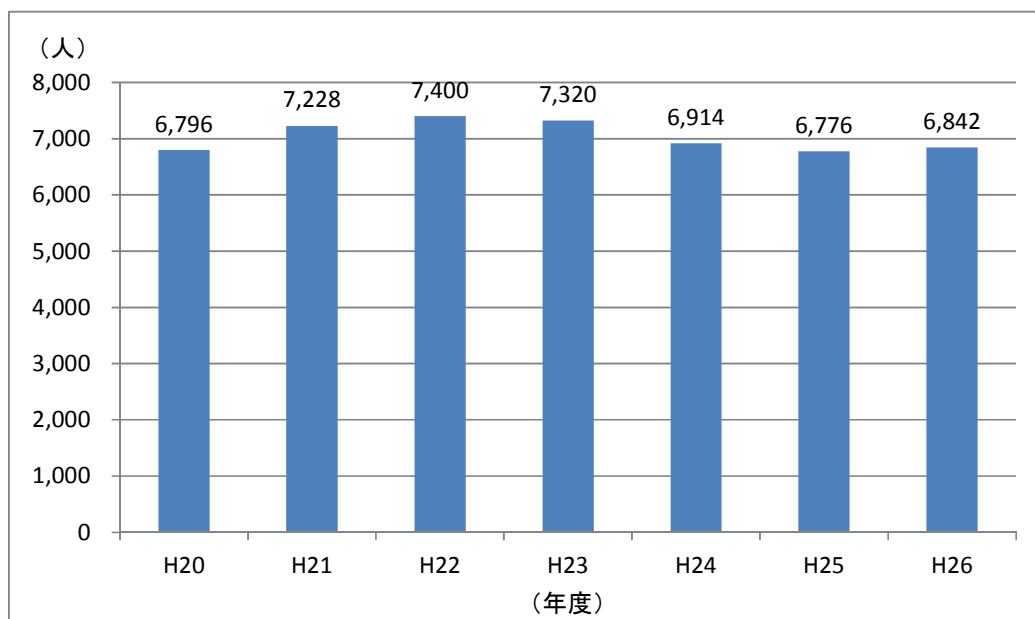
出典) 環境省資料から作成

図表 4. 環境カウンセラーの登録数



出典) 環境省資料から作成

図表 5. 地球温暖化防止活動推進員の委嘱人数



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター (J C C C A) 「平成 26 年度地球温暖化防止活動推進センター便覧」から作成

取組状況

<総合的な取組>

【環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組】（環境省）

（P 3 の再掲のため、内容は省略）

【環境教育の実践普及】（文部科学省）

（P 4 の再掲のため、内容は省略）

【防災気象情報等に関する知識の普及啓発】（国土交通省）

（P 6 の再掲のため、内容は省略）

<低炭素に関する取組>

【省エネルギー設備導入等促進広報事業】（経済産業省）

（P 6 の再掲のため、内容は省略）

【新エネルギー等設備導入促進広報事業】（経済産業省）

（P 7 の再掲のため、内容は省略）

<循環に関する取組>

【資源循環政策普及広報事業】（経済産業省）

（P 7 の再掲のため、内容は省略）

<自然共生に関する取組>

【青少年の体験活動の推進】（文部科学省）

（P 8 の再掲のため、内容は省略）

【子ども農山漁村交流プロジェクトの推進】（農林水産省）

（P 9 の再掲のため、内容は省略）

【海辺の自然学校】（国土交通省）

（P 9 の再掲のため、内容は省略）

【「子どもの水辺」再発見プロジェクトなどによる環境教育の推進】（国土交通省）

（P 10 の再掲のため、内容は省略）

重点検討項目②：持続可能な地域づくりのための地域資源の活用及び地域間の交流等の促進

持続可能な地域づくりに向けては、地域に存在する資源を発見し、それらを適性かつ最大限に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ない社会資本の整備、維持管理などを進めることが重要である。特に、東日本大震災に伴う自立・分散型エネルギーシステムの構築への期待の高まりや、地域の活性化等の観点から、以下の a)、b) の項目について関係行政機関の取組状況を確認した。

a) 持続可能な地域づくりのための、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用促進の取組

b) エコツーリズムや地域おこし等の、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすことを念頭に置いた、地域間での交流や広域的なネットワークづくりの促進の取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

地域に存在する資源を発見し、それらを適正かつ最大限に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ない社会資本の整備、維持管理などを進めることにより、地域の環境負荷の低減、自立・分散型エネルギーシステムの形成、地域社会の活性化を図る。

同時に、あらゆる階層、世代においてこれらの取組の担い手を育成し、知見や技術の将来世代への継承を推進する。

(2) 現状と取組状況

国は、地域資源の利活用の推進、環境負荷の少ないライフスタイルの実現に向けた制度の構築や支援・誘導施策の実施を進めていくことが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 持続可能な地域づくりのための、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用促進の取組

現状

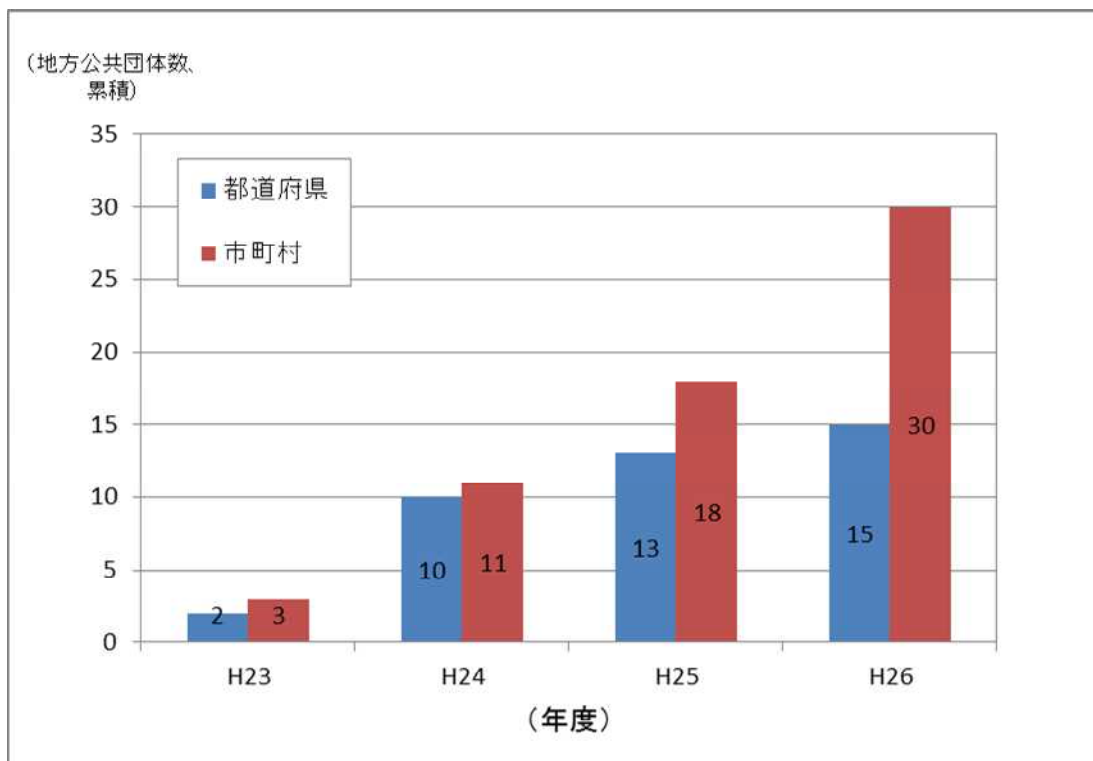
日本国内における再生可能エネルギーの導入量は、近年、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電を中心に増加傾向にある。特に、平成 24 年 7 月の固定価格買取制度開始以降、再生可能エネルギーの導入量（運転を開始した

もの)は、平成24年度175.8万kW(7月～3月末)、平成25年度713.9万kW、平成26年度986.0万kWと着実に増加している。固定価格買取制度開始(平成24年7月)以降の累積の再生可能エネルギーの導入量は、平成26年度末時点で1875.7万kWとなり、約3年間で、同制度開始前の累積導入量(約2,060万kW)に比べ約9割増加した。

バイオマスのエネルギー利用は、地域の低炭素化とともに、地域の里山保全や、林業や発電事業を通じた地域経済活性化など、持続可能な地域づくりに大きく貢献するものである。それぞれの地域のバイオマス活用を推進するため、「バイオマス活用推進基本法」(平成21年法律第52号)に基づき、平成26年度末時点で、30都道府県及び15市町村がバイオマス活用推進計画[※]を策定している(図表6)。

※ 都道府県及び市町村は、平成22年12月に閣議決定されたバイオマス活用推進基本計画で定められている2020年における目標、バイオマス活用推進に関する施策の基本方針、技術開発の方向性等を勘案し、それぞれの地域の計画の策定に努めることとされている。

図表6. 地方公共団体におけるバイオマス活用推進計画策定状況



出典) 農林水産省ウェブサイト「地域バイオマス活用推進計画等の策定状況」から作成

取組状況

<総合的な地域づくりのための取組>

【「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくりの推進】 (国土交通省)

本施策は、東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化等に対応し、

低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から制定された、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 84 号）に基づき、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、再生可能エネルギーの利用等に取り組む低炭素まちづくりを推進するものである。具体的には、地方公共団体が「低炭素まちづくり計画」を策定するための、助言・指導等の支援を行う。

平成 25 年度は、8 都市（愛知県長久手市、東京都江東区、愛知県東郷町、北海道名寄市、鹿児島県薩摩川内市、愛知県安城市、滋賀県近江八幡市、福岡県北九州市）において、低炭素まちづくり計画が作成された。平成 26 年度は、8 都市（東京都渋谷区、埼玉県さいたま市、茨城県守谷市、埼玉県志木市、神奈川県小田原市、大阪府吹田市、神奈川県茅ヶ崎市、山口県宇部市）において同計画が作成された。

今後は、引き続き、同計画の作成や同計画に基づく低炭素まちづくりを支援する。

【低炭素地域づくりに向けた取組の支援、技術実証】（環境省）

本施策は、低炭素地域づくりに向けて、地域の再生可能エネルギー導入等のモデルとなる事業の支援や、先進的な技術の実証等を行うものである。具体的には、以下の施策を実施している。

○ 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）

地方公共団体や民間団体等を対象とし、地球温暖化対策地方公共団体実行計画等に基づく地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や、省エネ等のモデルとなる取組について、事業化計画・実現可能性（F S）調査、設備導入に対する補助等を実施する。

本事業は、平成 26 年度から実施しており、同年度は、33 件の事業化計画策定・F S 調査、35 件の設備導入事業の支援を実施した。

○ 洋上風力発電実証事業

地域資源の有効活用による自立・分散型の低炭素エネルギー社会の構築を目指し、浮体式洋上風力発電の早期の実用化に向け、平成 24 年度に小規模機の国内初の建造・設置・運転を行った。

平成 25 年度は、国内初の 2 MW の浮体式洋上風力発電機（実証機）の本格的な運転を開始した。平成 26 年度は、平成 25 年度に設置した実証機の本格的な運転・発電、環境影響、台風等の気象・海象への対応、安全性等に関する情報収集等を行い、発電効率・制御方法、耐久性・安定性等に関する知見を得た。引き続き、平成 27 年度まで環境影響・漁業影響の検証、台風等の気象・海象への対応、安全性等に関する情報を収集・分析し、環境アセスメント手法の確立と事業性評価を行い、早期の実用化につなげる。

今後も、地域人材の活用・連携を促進し、地域づくりの取組と一体とな

った地域の低炭素化を支援する。また、浮体式洋上風力発電の実証を実施し、民間ベースでの早期実用化を目指すとともに、風力発電を含めた多様な再生可能エネルギーの加速的導入に向け、体系的な施策を戦略的に展開し自立・分散型の低炭素エネルギー社会の構築を目指す。

【農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業】（農林水産省）

本施策は、農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想（入口）から運転開始（出口）に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援するものである。具体的には、事業者が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、資金計画の作成等の取組を支援する。

平成25年度は、全国26か所（新規26件）において事業を実施した。平成26年度は、全国35か所（継続12件、新規23件）において事業を実施した。平成27年度は、全国34か所（継続19件、新規15件）において事業を実施する予定である。このほか、毎年度、事業実施主体のサポートを行う事業団体を1団体採択している。

今後は、事業実施主体の取組状況に差があることから、取組状況に応じたきめ細かいサポートを新たに行うなどの改善を図る。

【小水力等再生可能エネルギー導入推進事業】（農林水産省）

本施策は、農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進するものである。具体的には、農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向け、地方公共団体や土地改良区等の発電施設の整備に係る適地選定や概略設計等の取組を支援する。

本施策は、平成24年度から実施しており、平成25・26年度は、小水力等発電施設の導入可能性の検討を全国で835件実施した（平成25年度：762件、平成26年度：73件）。

今後は、引き続き、小水力等発電施設の計画的整備を促進する。

<特定分野の取組>

【木質バイオマス利用施設等整備（森林整備加速化・林業再生対策）】（農林水産省）

本施策は、木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質バイオマスによる熱供給の取組について、木質バイオマスボイラー等の施設整備への補助を行うとともに、木質バイオマス発電の取組について、各地域に基金を造成し発電施設整備に係る資金の融通を行うとともに、地域における基金事業の効果的な実施のために地域関係者の連携や地域の課題解決に向けた調整等を行う地域協議会への支援を行うものである。

平成25・26年度は、各前年度の補正予算で措置された森林整備加速化・

林業再生基金について、47都道府県に対して交付決定を行い、木質バイオマスボイラーや木質チップ製造設備の整備等を実施した。当該施策の実施等を通じて、全国の間伐材等由来の木質バイオマス利用量は、平成23年度に71.7万 m^3 だったものが、平成25年度は121.1万 m^3 となっている。平成27年度は、全都道府県において本対策により事業を実施する予定である。

今後は、未利用間伐材等の木質バイオマスが年間約2,000万 m^3 発生していると推計されていることを踏まえ、引き続き、木質バイオマスの安定的供給体制の構築及び木材需要の拡大を図る。

【河川等における小水力発電の推進】（国土交通省）

本施策は、再生可能エネルギーの導入拡大に資するため、小水力発電に係る規制緩和、小水力発電設備の設置等に取り組むものである。具体的には、以下の施策を実施している。

○ 河川法に基づく水利使用手続の簡素化・円滑化の実施

小水力発電（1,000kW未満）のためにする水利使用について、特定水利使用（出力が最大1,000kW以上の発電のもの）から除外するなどの水利使用区分の見直しを行う政令改正を実施し、水利使用手続を簡素化した（平成25年4月1日施行）。また、平成25年の「河川法」（昭和39年法律第167号）の改正により、農業用水等を利用した従属発電について、許可制に代えて新たに登録制を導入し（平成25年12月11日施行）、従属発電の導入を促進した。さらに、小水力発電に係る規制緩和について、慣行水利権を利用した従属発電の水利使用許可手続等の簡素化を図った。

○ 小水力発電のプロジェクト形成の支援

小水力発電事業者が円滑に河川法に基づく手続を行えるよう、国土交通省の地方整備局等において「小水力発電プロジェクト形成支援窓口」を設置し、河川法の申請手続の相談など、地域の実情を踏まえた小水力発電のプロジェクトの形成を支援した。

○ 直轄管理ダム等へのダム管理用発電の積極的な導入、砂防堰堤への小水力発電導入の支援

直轄管理ダム等におけるダム管理用発電の導入の可能性について、平成24年度に実施したダム管理用発電の導入の可能性についての総点検の結果を踏まえ、導入の可能性のあるダムにおいて順次検討を進め、導入を推進した。また、「既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）」（平成22年2月）を作成し、これを基に砂防堰堤を活用した小水力発電の導入を支援した。

今後は、引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、河川等における小水力発電を推進する。

【下水道における再生可能エネルギーの導入促進】（国土交通省）

本施策は、下水道における再生可能エネルギーの導入促進のため、下水道における再生可能エネルギーの創出に係る革新的技術の実証・普及、規格化・ガイドライン化等を推進するものである。

平成 25 年度は、新技術の研究開発及び実用化の加速により、下水道事業におけるコスト縮減や再生可能エネルギー創出等を実現するとともに、我が国企業による水ビジネスの海外展開を支援する「下水道革新的技術実証事業」（B-DASHプロジェクト）において、バイオマス発電技術を 2 件採択した。平成 26 年度は、下水道革新的技術実証事業において、下水汚泥から水素を創出する水素改質技術を 1 件採択した。また、下水汚泥固形燃料の日本工業規格（JIS）化、地方公共団体や民間企業が下水汚泥エネルギー化技術の導入検討の際に必要な知見や情報をまとめた「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」の改訂（平成 27 年 3 月）、下水管路網の流量を推計し、下水熱の推定賦存量をまとめた「下水熱ポテンシャルマップ」の作成方法や活用事例を解説した「下水熱ポテンシャルマップ作成の手引き」（環境省連携事業）の取りまとめ（平成 27 年 3 月）を行った。

平成 27 年度は、下水道革新的技術実証事業において、バイオガス活用技術を実証するとともに、下水汚泥のエネルギー利用に関する下水道管理者の責務の明確化、民間事業者による下水熱利用に関する規制緩和を予定しているほか、様々な専門知識を有するアドバイザー等と連携した支援が必要であるため、下水熱利用に関するアドバイザー派遣事業を実施する。

【災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業】（国土交通省）

本施策は、港湾における再生可能エネルギー及び回生エネルギーの利活用を推進するため、港湾の低炭素化に加え、非常時においても港湾への電力供給を可能にするシステムの実証事業及び補助事業について環境省と連携して実施するものである。

実証事業は、平成 24 年度から 26 年度の三箇年の事業であり、当該期間に全国 5 か所で実施した。補助事業は、平成 25 年度は 7 件、平成 26 年度は 10 件、平成 27 年度は 8 件採択した。なお、補助事業は平成 28 年度も実施することとしている。

今後は、初期導入コストの課題等で各種設備の導入が進みにくいため、コスト低減を図るとともに、継続して導入支援を行う。

【港湾における洋上風力発電の導入円滑化】（国土交通省）

本施策は、港湾の開発、利用及び保全と風力発電が共生することを目指し、港湾への洋上風力発電の導入円滑化を図るものである。

平成 25 年度より、洋上風力発電の構造安定や船舶の安全確保を図るため、「港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた技術ガイドライン

等検討委員会」を設置して検討を進め、平成 27 年 3 月に、当該委員会の検討結果として、水域占用許可の審査の際の技術的な判断基準となる「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」を取りまとめ、公表した。

今後は、洋上風力発電が沖合海域を広範囲にわたって占用するなど、従来とは異なる占用施設となるため、港湾本来の機能に影響を及ぼさないよう港湾区域の管理・利用調整方策について検討する。

b) エコツーリズムや地域おこし等の、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすことを念頭に置いた、地域間での交流や広域的なネットワークづくりの促進の取組

現状

環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査(環境省)において、「地域づくり・人づくりの推進に重点的に取り組んでいる」と回答した地方公共団体(都道府県、政令指定都市、東京都特別区及び市区町村)の割合は、平成 25 年度は約 31%、平成 26 年度は約 32%と微増している。また、「地域づくり・人づくりの推進に取り組んでいる」と回答した全ての地方公共団体のうち、「各主体(住民・住民団体、民間団体(NGO・NPO等)、事業者、他の地方公共団体)と連携・協働して取り組んでいる」と回答した割合は、平成 25 年度は約 41%、平成 26 年度は約 44%となり増加している。

取組状況

【エコツーリズムの推進】(環境省)

本施策は、エコツーリズムの普及・定着のために、エコツーリズムを推進しようとする地域の市町村を含めた多様な主体から構成された地域協議会等へ技術的な助言や指導等を行うとともに、自然観光資源の発掘、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等を通じて、エコツーリズムを推進することにより、国民の自然体験の機会を広げ、地域の再生・活性化に貢献するものである。

平成 25 年度は、「エコツーリズム推進法」(平成 19 年法律第 105 号)に基づき、エコツーリズムを推進する地域において、実施の方法や、自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置等を定めたエコツーリズム推進全体構想を新たに 1 件認定し、「エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業」により全国 18 の地域協議会等へ技術的な助言や指導等を行った。また、「エコツーリズムガイド養成事業」において、79 名のガイドが研修を修了した。さらに、「エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)」に

より 28 の地域協議会の取組を支援した。平成 26 年度は、エコツーリズム推進全体構想を新たに 2 件認定し、「エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業」により全国 20 の地域協議会等へ技術的な助言や指導等を行った。また、「エコツーリズムガイド等養成事業」において、68 名のガイド・コーディネーターが研修を修了した。さらに、「エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金）」により 22 の地域協議会の取組を支援した。平成 27 年度も各事業を実施中または実施に向け準備を進めている。

今後は、平成 27 年 1 月に「エコツーリズム推進に関する検討会」※が取りまとめた報告書において提示された「今後の推進方策」に沿って、エコツーリズムの概念の共有、情報の収集・発信・共有、エコツーリズムを継続するための仕組みづくり等の取組を関係府省等と連携しつつ推進する。

※ 平成 26 年 7 月に、関係省庁（環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省）による申し合わせにより、関係省庁及び有識者で構成される検討会が設置され、エコツーリズムの推進や課題を整理し、今後の必要な推進方策が検討された。

【グリーン・ツーリズムの推進】（農林水産省）

本施策は、都市住民に農村で活動する機会や食と農に対する認識を深める機会を提供するとともに、これを通じた農村の振興を図るため、新たな交流需要を創出する取組の推進等により、都市と農村の交流を促進するものである。

平成 25・26 年度は、地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズムや、「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム、農山漁村における大学・企業等の研修等に取り組む地域を支援した（平成 25 年度 150 地区、平成 26 年度 175 地区）。

今後は、都市と農山漁村の交流を促進するため、引き続き、農山漁村における受入地域の体制整備や活動拠点施設の整備等を推進する。

【川の魅力をいかした都市・地域づくりの推進】（国土交通省）

本施策は、地域の文化、自然とのふれあい、自然を保全・活用する機会を増やすため、地域と連携を図りながら、川の魅力をいかした地域づくりを推進するものである。

平成 25・26 年度は、地域における良好なまち空間と水辺空間の形成を支援する「かわまちづくり」支援制度※について、平成 25 年度は 15 か所、平成 26 年度は 11 か所を新たに認定した。

また、河川の水質浄化を目的として、国の管理する河川（ダムを含む）のうち、水環境悪化の著しい河川等の^{しゅんせつ}浚渫事業（河川等の底面の土砂を取り去る土木工事）、浄化施設整備事業等を実施した。今後は、引き続き、川の魅力をいかした都市・地域づくりを推進する。

※ 地方公共団体と地域住民が連携して、河川や水辺の整備によって良好なまち空間と水辺空間を形成する計画を策定し、国が同計画に基づく事業に対して支援する制度。

【森林・林業体験交流促進対策】（農林水産省）

本施策は、国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動と連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施するものである。

平成 25・26 年度にそれぞれ新たに 2 か所で実施し、平成 26 年度末時点で 24 か所において、森林・林業体験活動の機会の提供に取り組んできた。平成 27 年度は、新たに 2 か所で実施する予定である。

今後も、引き続き、「子ども農山漁村交流プロジェクト」における受入モデル地域との連携を図りつつ、森林・林業体験活動の機会を提供する。

【ナショナル・トラスト運動の促進】（環境省）

本施策は、生物多様性の保全を目的として N P O 等が活動を行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得（ナショナル・トラスト運動等）が促進されるよう、情報の提供や助言等の必要な援助を実施するものである。

平成 26 年度から、「地域自然資産法」（平成 26 年法律第 85 号）^{*}に関するパンフレットの作成、ナショナル・トラスト活動に関する税制上の優遇措置の実施状況の調査等を行った。また、環境省ウェブサイトにおいて、「ナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置（通知）」、「ナショナル・トラストの手引き」、「各種パンフレット」等について情報提供を実施した。

今後は、地域自然資産法の適正かつ効果的な運用に努めるとともに、地方公共団体の積極的な活用を推進するため、パンフレットの配布やウェブサイト等を通じて情報提供を行う。

※ 入域料をその経費に充てて実施する事業又は自然環境トラスト活動を促進する事業を通じて、自然環境を保全するとともに、その持続可能な利用を推進することを目的とし、民間資金の活用、地方公共団体と民間団体等が行う自然環境トラスト活動の連携・強化を図ることを規定した法律（平成 26 年 6 月 18 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行）。

【地産地消の推進】（農林水産省）

本施策は、地域の生産者と消費者の結び付きを強化し、消費者の需要に対応した生産を行うこと等を通じ、地域の農林水産物の利用を拡大する地産地消の取組として、農産物の直売所を中心とした地場産農林水産物等の販売の取組や学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けた取組を推進するものである。

農産物の直売所数は、平成 25 年度は 23,710 か所で、前年度に比べ 150 か所増加し、年間総販売金額も平成 25 年度は 9,026 億円で前年度に比べ 577 億円増加した。また、学校給食における地場産農林水産物の利用割合は、平成 25 年度は 25.8% で前年度に比べて 0.7% 増加となっており、地産地消の取組は着実に進展している。

今後は、地場産農林水産物の更なる利用拡大を図るため、地域ぐるみの

取組として、直売所を活用した多様な販売、学校給食をはじめとする施設給食での地場食材の利用拡大等の取組を推進する。